

## キッチンカー使用規約(ざんてい ながいち ひろば)

令和7年2月25日

長岡京市公園管理者（長岡京市長）

### （目的）

第1条 ざんてい ながいち ひろば（住所：長岡一丁目4番1号、旧長岡京セブンストリートラポ。以下「暫定ひろば」という。）における、キッチンカーの行為許可（長岡京市都市公園条例）について、イベントに附帯して行われる行為を除く行為許可事務処理について、必要な事項を定めるものとします。

### （使用場所）

第2条 使用場所は、原則、共用エリアとします。

なお、公園管理者の都合により、使用場所を変更する場合があります。

### （使用料）

第3条 使用料は、880円/人・日（長岡京市都市公園条例別表第3(3)2 行商）とします。

2 使用料算定の基となる人数の算定は、行為を行う日に暫定ひろば内で、キッチンカーの商品を販売するために必要な人数とします。

なお、使用料算定的人数にキッチンカーの設置・撤収の作業に従事する人数は含まないものとします。

3 本件に関して、使用料の減免はいたしません。

### （使用日・使用時間）

第4条 連続した使用は、3日間までとします。

2 使用時間は、9時以降に設置し20時までとします。なお、21時には完全に撤収してください。

### （販売商品）

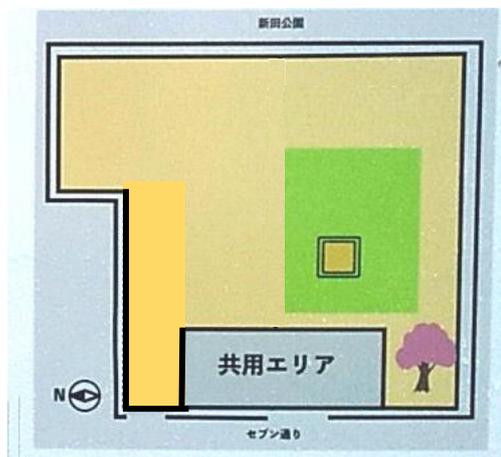
第5条 販売できる商品は、営業許可証の範囲内の飲食物とします。但し、消費期限が切れている飲食物若しくはそれらで調理したもの又は公園管理者が不相当と判断したものは販売することができません。

### （出店登録）

第6条 暫定ひろばでキッチンカーの出店を希望する場合は、あらかじめ公園管理者への出店登録が必要です。

2 出店登録できる資格は次の条件を全て満たす者とします。

- ①キッチンカーを保有（リース）している者、又は、保有（リース）する計画がある者
- ②公的機関の発行する営業許可証を有する者



- ③食品衛生責任者、又はそれに代わる資格を有する者
  - ④食品賠償保険等に加入している者
  - ⑤保健所が定める適切な衛生管理と加工（調理等）ができ、販売品を衛生的に取り扱える者
- 3 次のいずれかに該当する者は、出店登録できません。
- ①公序良俗に違反する者
  - ②暴力団関係者及びその繋がりとされるとされる者、並びに公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体又はそこに属する者
  - ③公園管理者が出店不相当と判断した者
- 4 出店登録後、確認作業のため、関係機関等に身分の照会を依頼する場合があります。
- 5 令和6年度又は、令和7年度に公益財団法人長岡京市緑の協会の出店決定通知書を得ている者は、出店登録を省略することができます。
- 6 出店登録の申請は、出店を希望する者が、様式第1号に必要な事項を記載し、併せて必要な書類を添付して、次条の仮予約を行う30日前までに公園緑地課へ申請してください。
- 7 公園管理者は、申請に基づき審査を行い、出店登録した場合は、申請者に「出店登録書」を交付します。
- 8 出店登録後も登録に係る必要書類のうち、営業許可証、賠償保険等、更新した場合は、遅延なく提出ください。

#### （仮予約）

- 第7条 出店登録をした後、登録者が使用を希望する場合は、あらかじめ仮予約を行ってください。
- 2 仮予約は、使用日の3か月前から10日前まで公園管理者で受け付けます。
  - 3 使用状況は、末尾記載の公園管理者までお尋ねください。
  - 4 登録者は、仮予約を希望する日を公園管理者までメールで通知してください。
  - 5 公園管理者は、仮予約した場合は、その旨を仮予約者にメールで返信いたします。
  - 6 メール到着の早い方を仮予約者とします。（1日に1台とします。）
  - 7 1回のメールで3日分の仮予約が可能です。

#### （申請と使用料の納付）

- 第8条 仮予約者は1週間以内にメールで公園管理者あてに行為許可申請を行ってください。
- 2 公園管理者が、納付書を仮予約者に交付（メール等）しますので、使用料を支払ってください。
  - 3 使用料は前納です。（都市公園条例第9条）
  - 4 仮予約者は、納付をした領収証の写真等を公園管理者にメールで送信してください。
  - 5 公園管理者は、納付を確認した後、仮予約者に許可書を交付します。

(キャンセルの場合)

第9条 キャンセルされる場合は、メールにて連絡ください。

- 2 キャンセル料(使用料の還付。都市公園条例第10条)の扱いは、出店者の責めに帰することができない場合を除き、還付いたしません。なお、使用日が雨天の場合、日程を延期(変更)することができます。
- 3 当日の出店で、算定人数が許可した人数よりも少ない場合は、還付いたしません。許可した人数より多い場合は、差額の使用料を追加納付していただきます。

(留意事項)

第10条 暫定ひろばを、みなさんが気持ちよく使用できるよう、使用にあたっては以下の各項の留意事項を事前に確認し、遵守してください。これらに反する場合は、行為許可の取り消しや退去をお願いすることがあります。また、取り消しによって、使用者が損害を受けても公園管理者は賠償の責めを一切負いません。その他については、公園管理者の指示に従ってください。

## 2 使用に関する留意事項

- ①公園施設等を損傷する恐れのある行為をしないでください。
- ②美観や衛生環境を損なう行為をしないでください。常に清潔に保ってください。
- ③他の利用者の妨げや迷惑となる行為をしないでください。
- ④地面に直接火を使う行為をしないでください。
- ⑤喫煙をしないでください。(暫定ひろば内は禁煙です。)
- ⑥人命保護及び附則設備の保全に関し、社会通念上有害とみられる行為のほか、公園管理者が禁止する行為をしないでください。
- ⑦販売品についての事故や苦情は、出店者の責任とし、迅速に対応して下さい。
- ⑧集客等のため音を鳴らす場合、周囲の環境に配慮した音量としてください。また連続して音を出し続ける行為もお控えください。
- ⑨周辺の店舗や住宅に配慮し、営業の妨げや、住環境を阻害することのないように注意してください。特に、大きな音や煙、においなど、周辺への影響が大きいと判断された場合は、使用できない場合があります。
- ⑩食中毒予防のため、保健所による改善指導を受ける場合があります。
- ⑪キッチンカーの破損、紛失等について、公園管理者は一切責任を負いません。
- ⑫公園管理者の運営方針に反する行為、虚偽の申請をした場合、連絡なく出店の取止めをした場合等、それ以降の出店許可を取り消すことがあります。
- ⑬長岡京市都市公園条例及び同施行規則を遵守してください。

## 3 設置・撤去に関する留意事項

- ①暫定ひろば内で荷物のお預かりはできません。
- ②飲食の提供や火気の使用に必要な申請等は申請者が行ってください。
- ③調理に火気を使用する場合は、必ず消火器を設置して下さい。
- ④キッチンカーの搬入・搬出は、出店者各自で、通行人等の安全に十分に配慮して行って下さい。

- ⑤出店に際して使用した箇所は原状回復するとともに自身でゴミ箱を設置し、排水と共に各自で持ち帰って下さい。
- ⑥出店に必要な物は出店者で準備してください。なお、暫定ひろばについては試行として、暫定ひろば施設の電気、水道の使用を認めますが、必要以上の使用は控えてください。
- ⑦電気設備等の管理を徹底し、漏電等の恐れがないようにしてください。
- ⑧障害物になりえるものや電気コードは養生するなど、通行人の通る可能性がある場所に放置しないでください。
- ⑨テントなどは必ずおもりを置くなどし、固定してください。
- ⑩決められた場所・方法以外で、はり紙・はり札や、広告物を掲出しないようにしてください。
- ⑪撤収にあたっては「原状回復」とし、ごみの持ち帰り、汚れた箇所の清掃、常設備品の定位置へ戻してください。なお、暫定ひろば外であっても参加者により汚された場合は清掃をお願いします。
- ⑫出店期間が満了した時、又は許可が取り消された時は、出店者の負担により、公園管理者が指定する期日までに使用箇所を原状回復して下さい。

#### (損害賠償)

第11条 出店者はその責めに帰する理由により、公園施設等の全部又は一部を滅失し、又は損傷した時は、当該滅失又は損傷による損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければなりません。ただし、公園施設等を原状回復した場合はこの限りではありません。

2 出店者は、出店場所の使用に当たり、公園管理者又は第三者に損害を与えた時は、すべて自己の責任でその損害を賠償しなければなりません。

3 移動販売の実施に当たり、出店者又は出店者の従業員に損害を生じても、公園管理者は、その責めを負いません。

#### (公園管理者)

長岡京市建設交通部 公園緑地課 公園管理係

☎617-8501 長岡京市開田一丁目1番1号(分庁舎3)

(参考：分庁舎3の住所 長岡京市開田三丁目3番36号)

電話番号 075-955-9716

FAX番号 075-951-5410

e-mail [kouenryokuchi@city.nagaokakyo.lg.jp](mailto:kouenryokuchi@city.nagaokakyo.lg.jp)